## 特別加入保険料率表

(令和3年4月1日施行)

## 第一種特別加入保険料率

・ 当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

## 第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

<u> </u>	別加入休陕科学	(単位:1/1,000)
事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条 の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	12
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業(柔道整復師)	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業(創業支援等措置に基づく事業を行う 高年齢者)	3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械作業従事者)	3
特11	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工 作業)	15
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	18
特17	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3
特18	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9
特19	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3
特20	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事 者)	5
特21	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業(芸能関係作業従事者)	3
特22	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業(アニメーション制作作業従事者)	3

## 第三種特別加入保障料率

第三種特別加入保険料率	(単位:1/1,000)
対	第三種特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3